

兵庫県公報

令和7年10月24日 金曜日 第663号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○ 公印の廃止及び新調（法務文書課） | 1 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者
居住支援法人の所在地等の変更（住宅政策課） | 2 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局） | 2 |

公 告

- | | |
|----------------------------------|---|
| ○ 県有地の一般競争入札による売払い（西播磨県民局） | 2 |
|----------------------------------|---|

病院局公告

- | | |
|-----------------|---|
| ○ 落札者等の公示 | 4 |
| ○ 同 上 | 5 |

教育委員会公告

- | | |
|----------------------|---|
| ○ 隨意契約の相手方等の公示 | 5 |
| ○ 退職手当支払差止処分 | 5 |

公安委員会告示

- | | |
|-------------------------|---|
| ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 6 |
|-------------------------|---|

告 示

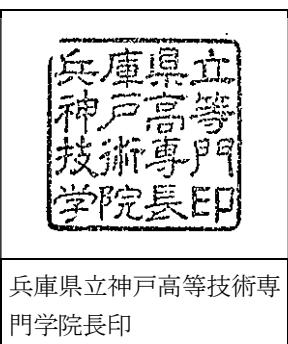
兵庫県告示第959号

1に掲げる公印を令和7年7月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年8月1日からその使用を開始した。

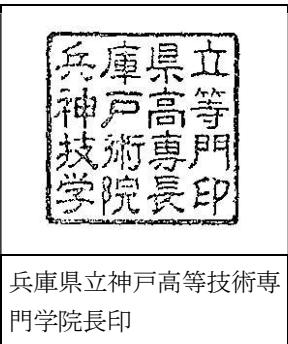
令和7年10月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 廃止公印の名称及び印影



2 新調公印の名称及び印影



兵庫県立神戸高等技術専門学院長印

~~~~~

**兵庫県告示第960号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の住所の変更届出があった。

令和7年10月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                 | 前住所                                     | 新住所                                     | 変更年月日     |
|--------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------|
| 一般社団法人<br>家財整理相談窓口 | 東京都中野区中野2丁目<br>24番11号住友不動産中野<br>駅前ビル18階 | 東京都中野区中野2丁目<br>24番11号住友不動産中野<br>駅前ビル19階 | 令和7年10月1日 |

~~~~~

兵庫県告示第961号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年10月24日

北播磨県民局長 成 田 徹 一

1 指定する貯水施設の所在地

西脇市黒田庄町福地字奥76、同市坂本字西之野450

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
黒田庄町福地区長	西脇市黒田庄町福地61-2	角田 康幸
坂本区長	西脇市坂本443-2	木戸 清和

3 指定する理由

地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月24日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長 城 下 隆 広

1 入札に付する県有地

売扱物件

物件番号	所在地	面積(m ²)	地目
西播磨1	相生市垣内町1167番3	24.57	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいづれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売扱物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2丁目25番地

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

- (2) 配布期間及び申込期間

令和7年10月24日（金）から同年11月26日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。

- (2) 場所

前記3に同じ。

(3) 受付期間

令和7年11月27日（木）から同年12月10日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

6 開札場所及び日時

(1) 場所

赤穂郡上郡町光都2丁目25番地
兵庫県西播磨県民局総務企画室

(2) 日時

令和7年12月11日（木）午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話 (0791) 58—2108

病院局公告

落札者等の公示

制限付き一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月24日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 工事名称

医療ガス供給設備整備工事

2 工事場所

兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目7番1号

3 工種

管工事

4 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

5 入札日時

令和7年9月18日（木）午前11時

6 入札場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館 1階入札室

7 落札価格

17,350,000円（税抜）

8 落札者の名称及び住所

株式会社神戸サンソ 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町3丁目2番2号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 真三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
薬剤部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日
令和7年9月26日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社やよい阪神営業所 西宮市東鳴尾町1-3-24
- 5 落札金額
199,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年8月12日

教 育 委 員 会 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年10月24日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立学校28校のLED照明賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5-3-23
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年8月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
898,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



退職手当支払差止処分

公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の2第2項により、一般の退職手当等の支払を差し止めます。

- 1 退職した者の氏名 真山英久
- 2 退職時の所属 芦屋市立山手小学校
- 3 退職年月日 令和7年9月30日

4 支払差止処分の理由

令和7年6月24日及び同年7月9日から退職日まで、長期間にわたり無断で欠勤を続けたことは、教育公務員としてふさわしくない著しい非行である。

5 教示

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に兵庫県を被告として（被告を代表する者は兵庫県教育委員会）提起することができる（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和7年10月24日

兵庫県教育委員会

公 安 委 員 会 告 示**兵庫県公安委員会告示第218号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月24日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等**(1) 警備業務の区分**

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

(2) 実施期日**ア 新規取得講習**

令和7年11月26日（水）から同年12月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間

イ 追加取得講習

令和7年12月1日（月）及び同月2日（火）の2日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考查の実施

新規取得講習及び追加取得講習とともに、令和7年12月2日（火）に修了考查（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

4 受講希望の申出の受付期間等**(1) 受付期間**

新規取得講習及び追加取得講習とともに令和7年10月28日（火）から同月30日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

③ 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に對してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年11月6日（木）から同月12日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(1) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(1) 指導教育責任者資格者証等の写し

(1) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166